## 大阪広域水道企業団告示第11号

令和4年大阪広域水道企業団告示第8号(太子水道事業における公金の収納の事務の委託(コンビニエンスストアにおける収納の事務))の 一部を次のように改正する。

令和4年7月27日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
3 委託期間	3 委託期間
令和4年4月1日から <u>令和5年1月31日</u> まで	令和4年4月1日から <u>令和4年7月31日</u> まで